

第 42 号議案

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例の件

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立図書館条例の一部を改正する条例

神戸市立図書館条例(昭和25年10月条例第206号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表神戸市立三宮図書館の項中「神戸市中央区雲井通 5 丁目 1 番 2 号」を「神戸市中央区小野浜町 1 番 4 号」に改め、同表神戸市立須磨図書館の項の次に次のように加える。

神戸市立名谷図書館	神戸市須磨区中落合 2 丁目 2 番 4 号
-----------	------------------------

第 3 条第 1 号中「，博物館等」を「，博物館その他これに類する施設」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 3 条第 1 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

2 前項本文の規定にかかわらず、神戸市立名谷図書館の供用を開始する日は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(準備行為)

3 この条例による改正後の神戸市立図書館条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立名谷図書館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

神戸市立名谷図書館を新たに設置する等に当たり、条例を改正する必要がある

ため。

(参考)

神戸市立図書館条例　ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現　　行)

(改　正　案)

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名　称	位　置
略	略
神戸市立三宮図書館	神戸市中央区雲井通5丁目1 番2号
略	略
神戸市立須磨図書館	神戸市須磨区中島町1丁目2 番3号
_____	_____
略	略

(業務)

第3条 図書館は、法第3条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 国内及び外国の図書館、博物館等との間で電子計算機及び通信回線による法第3条第1号に規定する図書館資料（以下「図書館資料」という。）を提供し、及び交換すること。

- (2) 略

	神戸市中央区小野浜町1番4 号
神戸市立名谷図書館	神戸市須磨区中落合2丁目2 番4号

,博物館その他これに類する

施設